

WORKS

Empower&Energize

No134
2014/7

名東福祉会は名古屋市と日進市を中心に
知的障害者を中心とする福祉活動を行っています

意思決定支援の

技術をみがこう

社会福祉法人名東福祉会

理事長 加藤久和

総合支援法は健常者と障害者がともに生きる社会をつくることを理想としています。その中で今回とりあげるのは「意志決定支援」です。

障害者基本法の第三条に、
(省略) 全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

三 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が図られること。

と、「意志決定支援」について法律に明記されました。

「意志決定支援」は知的障害者との意思の疎通を通じて知的障害者の選択の機会を確保し、共生社会への参加を促進することに他なりません。

従来は「権利擁護」という言葉がよく使われていました。それが障害者総合支援法の施行以降、厚生労働省のホームページにも「意志決定支援」という言葉が使われるようになってきています。

■権利擁護だけではクオリティ・オブ・ライフは向上しない

権利の擁護という点、どうも弁護士とか司法書士とか警察とか何か厳めしい感じの職業を連想します。マイナスのイメージもつきまといまいます。虐待とか財産権の侵害などです。

権利というからには法と結びつくわけですし、法律上の権利を侵した場合にどうするのかや、罰則までパツと連想されます。だから「暗い」のだと思います。財産権の侵害、虐待のような人権の侵害、職業や宗教の選択の自由、差別の禁止など、どうみても「明るく」「親しみ」があつて「やる気」のでる言葉ではありません。人も集まってこないでしょう。なぜかというところからは「罰」による人のコントロールだからです。

そもそも権利が護られたとしてもそれだけでは知的障害者の生活の質は向上しません。「権利擁護」は知的障害者があたりまえの生活を送るための前提ですし、決して侵してはいけないベースラインの保障でしょう。

それに対して「意志決定支援」や「自己決定」は私にとつてもっと親しみがわく言葉です。「権利擁護」よりもポジティブな印象を受けます。なによりも私たちのような家族や福祉現場で知的障害者がある人といっしょに生活している人が知的障害者の生活の質を向上させる努力の根拠となります。「意志決定支援」は「罰による行動規制」とは真逆の、とてもポ

ジティブな支援です。

■知的障害者の権利擁護はもともとセルフ・アドボカシーだった

1980年代に知的障害者福祉分野に権利擁護という言葉が日本に紹介されたときはセルフ・アドボカシーの訳でした。セルフ・アドボカシーを直訳すると自己権利擁護で、自分で自分の意志を主張するか、遠慮したり躊躇したりせずに声を出すという意味合いがあったと思います。セルフがつきますから、誰か偉い人に代弁してもらおうのではなくて自分たちで声を上げていこうという運動です。

日本では知的障害者のセルフ・アドボカシーがかなりセンセーショナルに紹介されました。障害があつて施設やグループホームで他者の支援を受けているけれども、自分たちの人生は他の人の影響とか統制を受けずに自分たちで決めたいということを主張した知的障害者が外国にいたのです。あまりにも主張が正しく、的を得ていたので最初は「ほんとうに知的障害者なのか」という声が出たほどです。

これはかなりのインパクトがありました。日本でこの運動にまっさきに取り組まれたのが愛知県岩崎学園の理事長だった故松下良紀先生です。大きな反響があり、その後の親の会の大会や施設協会の研修会への本人参加へと結びついていきます。発表された知的障害者本人がきちんとした意見を述べられる方であつたのかもしれないし、先生の主張の引き出し方がうまくつたということもあるかもしれませんが。しかし、そもそも松下先生は通勤寮の人たちと学園とともに生きてこられたからこそ、日本の福祉に影響するような正しい主張となつたのではないのでしょうか。

現在の障害者総合支援法でも法的権利の擁護や権利の回復というよりは、「本人の意志をどのように生活の中で実現していくのか」がより強調されている印象があるのは、初期の段階でこのセルフ・アドボカシー運動の理念があつたためだと思えます。

私は、「意志決定支援」は本来の知的障害者の権利擁護であるセルフ・アドボカシーの姿に近いと思います。理由は単純で明快です。

1 知的障害者が望んだ生き方にできるだけ近い生き方を実現すること
を目標とする

2 知的障害者自身が助けを求めた人が行う

3 いつでもどこでもほしい時に実行される

4 クオリティ・オブ・ライフに直接つながる

そして、本人の意志を尊重して生活をともにして支える姿こそ、施設職員のあるべき姿だと思います。

■意志決定支援は非常に幅が広い概念

ただ、「意志決定支援」の実践は本気になればなるほどなまやさしくないことがわかります。

意志決定の場面は非常に多く、それこそ四六時中、意思決定の場面に
出くわします。朝が来てこの時間に起きるかどうから始まって、トイレが先か服を着るのが先か、歯を磨くかご飯を食べるか、どのチャンネルをつけるのか、どんな服を選ぶのか、右足から靴を履くのか左足から

履くのか、職場についてもどんな作業をするのか、どんな余暇を過ごすのか……。人生はまさに選択の連続です。その中には生活の基盤を左右する重大な意志決定もあれば、本人も数秒後には忘れてしまふ意志決定もあります。

本人の健康によくない意志決定があります。知的障害者の場合は肥満になりやすい、こだわりから偏った栄養をとりやすいなど、生活習慣上のリスクがあります。健康面での意志決定を本人が納得する形で説明したり説得したりしなければなりません。

他人に迷惑がかかるような意志決定もあり得ます。これは結局、共生社会を作り上げる上で他人がいやがる事はないことを納得してもらうことが必要です。実践の中で、周りの人が嫌がることをする必要がないこと、もっといい方法があることを理解していただくしかありません。本人の生活の質が結果としてよりよい方向に動いていくような温和で誰もが納得できる「意志決定支援」が求められているのです。

「意志決定支援」の変わらない根本があります。それは、意志決定の主体が本人であるところです。「本人主体で人生を選択することを支援する」という

理念のもとにすべての支援を提供するわけですから、「意志決定支援」は支援員の行動全般に影響を及ぼす理念となります。

●意志決定を促進する要因

意志は本人のクオリティ・オブ・ライフに結びつきます。「意志決定支援」はクオリティ・オブ・ライフを高める道です。

名東福祉会はP・P・グリーンという学者が提唱した健康増進モデルに習い、名東福祉会の支援モデルを策定しています。厚生労働省もこの学者の研究成果を取り入れて政策を作っているくらい、先進諸国では定着した政策モデルです。

こうした諸条件を組織的に整備することによって、意志決定の適正品質、適正なコスト、適正な実現時間（QC D・Quality, Cost, Delivery）を利用者に提供できると考えます。

●前提要因

意志決定を促進するための前提要因

として、信念、価値観、経験、知識、制度、規則などがあります。

今回のように障害者総合支援法ができることは「意志決定支援」に画期的な影響を与えます。施設だけではなく、家庭や企業、地域社会の中で意志決定が普遍的なものとなる大きな転機になると思います。

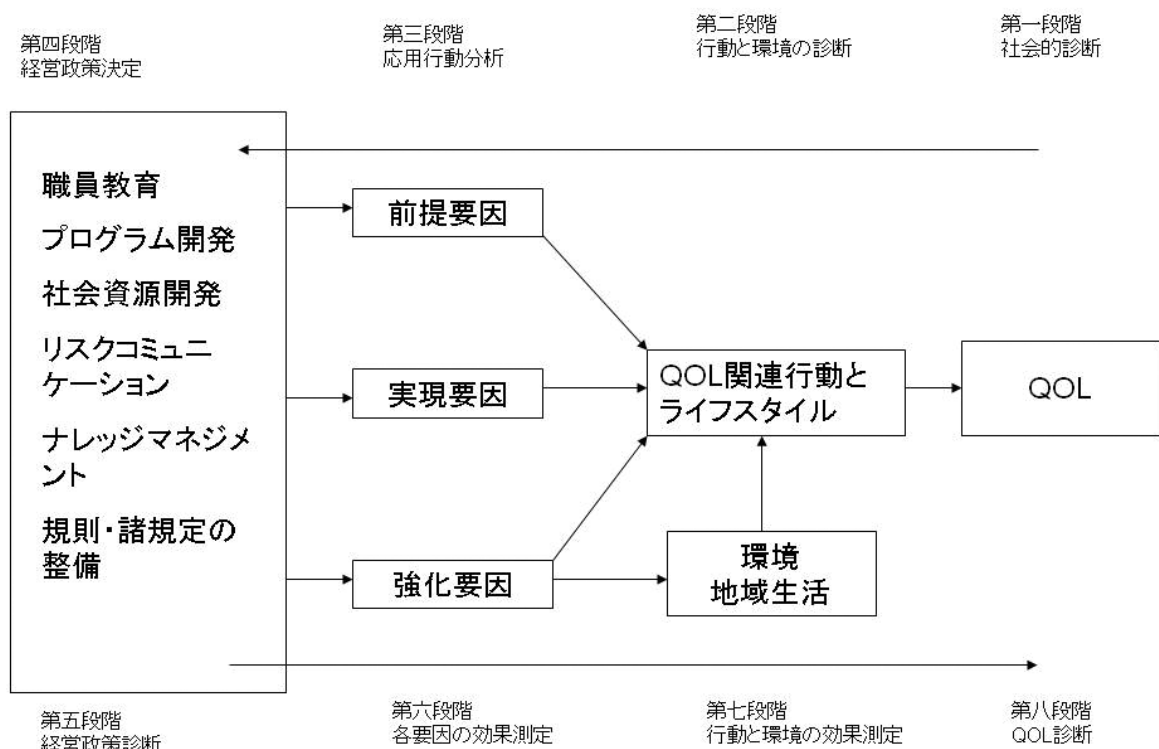
何かを選択する経験を積む事が大切です。選択そのものがどんな結果をもたらすのか経験がなければ選択しようと思いません。選択を繰り返せば知識となります。知識が増えればより望ましい選択ができるようになります。選択が集まってだんだん信念になっていきます。

選択が意志決定といえるには選択肢の提示方法も大切です。「この中から選びなさいといわれてもろくなものがない」というような選択肢はだめです。

●強化要因

選択した事が実現されることが本人の選択行動を最も強化してくれます。立命館大学の望月先生は若い頃重度の知的障害者の意志決定の研究

利用者のクオリティ・オブ・ライフの改善モデル



をされていきました。

適切な選択肢を用意すればかなり障害が重くて意志の疎通が難しいと思われる方でも、適切な選択肢が可能であることを証明されています。

「失敗が許される」ことが選択には必要です。繰り返し選択によって、本来に望むものが何かが明確になっていきます。そんなとき、ずっと側にいて頼れる存在になることが選択を勇気づけてくれます。「意志決定支援」時代の支援員の役割だと思えます。

●実現要因

実現要因とは本人が選択できる選択肢が実際に用意されているかどうかということです。

社会福祉法人はいろんなレベルの選択肢を用意すべきです。

日常のレベルの選択肢はもろろんのこと、

- ・施設や就労を選ぶという選択
- ・家庭かグループホームか入所施設かを選ぶ生活の選択

そういった選択肢を用意します。こ

こが利潤を追求する企業との違いだと思えます。また、ユニークで小回りの効くNPOとの違いでもあります。

ひとつの法人がすべての選択肢を提供することは困難です。利用者が実際に利用する事ができる地域で社会福祉法人やNPO、企業、自治体が重層化されたコラボレーションをすると選択がしやすくなります。

相談支援事業の機能が強化されました。基幹センターもでき、各施設に相談支援事業所が設置され、ネットワークが構築されつつあります。多に期待したいところです。

■意志決定の支援技術

以前の『WORKS』でも書きましたが、支援技術はポジティブ心理学に学ぶことができます。ひとことという点、本人の強みと本人が選んでいる環境の強みに着目して支援することです。

- ・生活がうまくいっている人は、目標と夢がある。

- ・生活がうまくいっている人は、彼等の願望を達成するために、

彼等の得意なことを用いている。

- ・生活がうまくいっている人は、目標にむかって次のステップに移る自信をもっている。

という原則があります。また、生活環境の強みにも特徴があります。

- ◎生活がうまくいっている人は、目標達成を達成するために必要な資源にアクセスできる。

- ◎生活がうまくいっている人は、少なくとも一人とは意味のある人間関係を構築している。

- ◎生活がうまくいっている人は、目標達成のチャンスがある。

- ◎生活がうまくいっている人は、目標達成に関する資源と人間関係が相互に響き合う機会に恵まれている。

そうした原則を生かしつつ、本人の強みを見つける事が「意志決定支援」を成功させる近道となります。強みのリストを挙げておきます。

- 1 本人が大切にしている人やものや活動は何だろう

- 2 本人が興味を持っていることは何だろう

- 3 本人がやっている楽しいと感じる事は何だろう

- 4 本人が実現したいと願っている夢や目標は何だろう

- 5 本人が得意としていること、才能、特技は何だろう

- 6 本人が自信があることは何だろう

- 7 本人の支援者は誰だろう
- 8 支援者が本人といつしよにやると楽しめる活動は何だろう

■さいごに

今話題になっっている社会福祉法人の社会貢献についても、「意志決定支援」という理念で実践していけば自ずと達せられると考えています。利潤追求や法人の私物化とは無縁です。社会福祉法人の社会貢献が課題となると、急場凌ぎで何か新しい活動をしようにしがちですが私は間違いだと思えます。

ただ、わが国の社会福祉法人が持続可能であるために、実践者は「意志決定支援」の適正なコストについても考

えなければと思います。社会からの「意志決定支援」に対する承認がなければ共生社会がつくれません。多様な社会資源のネットワークをつくり、お互いを補完し合って意志決定支援に当たれば福祉サービスへの投資コストは下がります。

そうしたバランス感覚のもとで、難しくとも、困難であっても、利益に結びつかなくても、知的障害者本人にとっての望みに従い、粘り強く様々な障壁を取り除いていくことができます。そしてそれこそが本来の社会福祉法人のあるべき姿であると思います。

「基幹センター」

としての2か月半

名東区障害者基幹相談支援センター センター長 小島 一郎

前号のWORKSでもご紹介いただいた通り、この4月から、それまでの名東区障害者「地域生活」支援センターは、「基幹相談」支援センターとして再スタートを切りました。名古屋市各区に1カ所の支援センター、2区に1カ所の精神障害に特化した支援センターという仕組みが再編され、各区に1カ

所、地域拠点が整備されることになった訳です。12月の選考委員会を乗り越え、当法人は、それまで千種区と名東区の精神障害の支援センターを運営していた、NPO法人 むくぶ・かみさとさんとの共同事業という形で、引き続き地域に貢献していきます。

基幹相談支援センターは、障害種別や年齢を問わず、総合的な相談窓口として個別の相談をお受けしていくのももちろんのこと、より広い意味での地域拠点として、区内の相談支援事業者を支えますし、必要とあらば、地域の様々な支援者に向けても研修会を開催したりします。また、地域移行の促進や虐待防止に向けた取り組みも行います。こう書くと改めて、背筋の伸びる思いですが、どんな障害があっても希望する場所で暮らせるような地域づくりを目指していきたいと考えています。

名東区の基幹センターの特徴は、様々な団体からご依頼をいただいで、制度の説明や学習会に出かけて行く機会が多いことでしょうか。この原稿を書いている6月中旬の時点で、すでに実施したものも含めて、早くも10カ所に上

ります。障害別の家族会や学区の民生児童委員協議会、介護保険のケアマネさんの学習会、区内事業所の総会、職員研修などですが、「地域拠点」ですから、相手のご都合にできるだけ合わせて、週末でも夜でも出かけていきます。

ちなみにこのような「出前」は、センタースタッフが交替で担当します。単純に、特定の間人だけで行うと大変だということもありますが、何より、人前で話したり、制度の説明をしたりという機会は、話す側・説明する側にとっての貴重な研修機会ともなるからです。また、地域の様々な立場の方々に、「顔」を覚えていただけます。何事も最後は「人」であり、「顔」が見える関係でないと対人援助職は仕事になりません。

このように書くと、何だか一方的な動きに思われるかもしれませんが、実はこちらが一生懸命だと、地域の皆さんは我々の応援団にもなってくれます。お互いに応援し合う、支え合う関係こそが地域福祉の本質であることにも気づかされます。



ご寄付ありがとうございます

平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 5 月 31 日

◆本部

石村リキ子 様 藤本邦子 様 谷本憲哉 様 名東福祉会上ノ山農園支援の会 様
服部良信 様

◆メイトウ・ワークス

山本明子 様 川口 功 様 宇佐美ゆみ子様 大内伸元 様 大内伸元 様
平野栄子 様 サークル活動「マーガレット」様

◆天白ワークス

水谷義孝 様 村口竜二 様 北川史郎 様 近藤圭吾 様 青山武司 様
石村リキ子 様 片野 剛 様

◆はまなす

山田幸造 様 今津俊典 様 佐知輝敏 様

◆レジデンス日進

レジデンス日進家族会 様 林 輝夫 様 堀百合子 様 北川史郎 様
高本由紀子 様 田中利幸 様

◆上ノ山ホーム

北原良一郎 様 大原 誠 様 大村茂夫 様 松原日出男様 谷本幾史 様

名東福祉会のホームページ

ホームページアドレス <http://www.meito.or.jp>

●社会福祉法人 名東福祉会

〒 470-0124 日進市浅田町上納 58-4

TEL 052(805)1003 FAX 052(805)1004

●メイトウ・ワークス

(就労継続B型・生活介護)

〒 465-0055 名古屋市名東区勢子坊 2-1303

TEL 052(702)2863 FAX 052(701)2079

●天白ワークス

(就労継続B型・生活介護)

〒 468-0023 名古屋市天白区御前場町 327

TEL 052(804)5487 FAX 052(804)5416

●焼き菓子の店「ロト」(天白ワークス生活介護)

〒 470-0124 日進市浅田町平池112-3

TEL 052(808)6555 FAX 052(808)6555

●デイケア はまなす

(生活介護)

〒 465-0054 名古屋市名東区高針台 1-911

TEL 052(704)7551 FAX 052(704)7552

●レジデンス日進・ハートフルアクト日進

(施設入所支援・就労継続B型・生活介護
／地域活動支援センター)

〒 470-0124 日進市浅田町上納 58-4

TEL 052(805)1003 FAX 052(805)1004

●上ノ山ホーム

(グループホーム)